

医療費控除について

自分や家族のために支払った1年間（1月1日～12月31日）の医療費が10万円以上、または所得の5%を超えた場合に確定申告をすると、納めた税金の一部が還付されます。領収書は大切にしておきましょう！



知っ得ポイント！

- 1 申告を忘れても、5年前までさかのぼって申請することができます。**
申告の際に必要な書類や医療機関から受け取った領収書、通院の際にかかった経費の領収書などは大切に保管しておきましょう。
- 2 所得が多い人が申告をした方が戻ってくる金額が高くなります。**
住居が別の場合や、共稼ぎで妻が扶養控除から外れている場合でも、生計が一緒であれば医療費を合算して、夫婦のどちらからでも申告することができます。
- 3 歯科ローンなどの分割払いも、医療費控除は適用されます！**
支払い方法としてローンやクレジットの分割払いを利用するケースがあります。歯科ローン利用の場合も、信販会社が立替払いした金額はその患者のその立替払いをした年（歯科ローン契約が成立した時）の医療費控除の対象となります。

いつ、どうやって手続きするの？

所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、基本的に毎年2月16日から3月15日の1カ月間となっています。期限内に申告しましょう。

<申告の提出方法>

申告時の住所地を管轄する税務署に郵送する
申告時の住所地を管轄する税務署に持参する
電子申告（e-tax）で申告する。

歯科の医療費控除の対象は？

歯科治療にかかった費用は、自由診療でも医療費控除の対象になることがあります！

たとえば、子どもの成長を阻害しないように行う歯列矯正や、治療目的で行われる大人の歯列矯正も医療費控除の対象となります。しかし、美容目的で行われる歯列矯正は対象になりません。

対象	<ul style="list-style-type: none">● 通院に利用した公共交通機関● 身体の構造や機能の是正が目的での矯正● お口のメンテナンスでのクリーニング、かぶせ、入れ歯、インプラント治療
非対象	<ul style="list-style-type: none">● マイカー通院でのガソリン代、駐車場代、美容目的の矯正● 歯ブラシなどの物品

セルフメディケーション税制って？

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に購入した額を対象とする、医療費控除の特例です。対象となる市販の医薬品を1万2千円を超えて購入した場合、最大8万8千円まで、その年分の総所得金額から控除されます。この税制の適用を受ける要件として定期検診（特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診など）を行っていることがありますが、自分だけでなく、生計を一にする家族も対象となります。新しい税制が始まるということで、混乱している方もいらっしゃるかもしれませんが、従来の医療費控除は引き続き運用され、どちらで申告するかを自分で選択できるようになりました。ただしあくまで選択制であり、従来の医療費控除と一緒に申告することはできないので注意しましょう。

共通識別マーク⇒

セルフメディケーション
税 控除 対象

★詳しくは厚生労働省HPを確認
<http://www.mhlw.go.jp/>